

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係		
許 認 可 等 名	危険物施設の設置、変更の許可		
根 拠 法 令	消防法		
根 拠 条 項	第11条第1項		
連 絡 先	(電話656-1193)		
審 査 基 準	基 準	<p>消防法第11条第2項により、「法第10条第4項の技術上の基準に適合していること」及び「当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること」である。</p> <p>法第10条第4項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙通知を参考とする。</p>	
	参 考 事 項	<p>(提出方法) 製造所等を設置しようとする者は、危険物製造所等設置許可申請書2部を、製造所等の位置・構造及び設備を変更しようとする者は、危険物製造所等変更許可申請書2部及び関係図書を徳島市長（消防局予防課危険物係）あて提出してください。</p> <p>(手数料) 申請に伴い手数料が必要となりますが、危険物施設区分、設置又は変更、指定数量の倍数、容量等によって異なります。詳しくは、消防事務手数料条例をご覧ください。</p>	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 7～40日（休日を除く）	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）	